



鳥取県公報

平成 24 年 3 月 30 日 (金)
号外第 3 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (35) (水産課) 3
- ◇ 告 示 鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準の一部改正 (220) (〃) 6

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

経営等改善資金のうち漁ろう作業省力化機器等設置資金の貸付対象に潮流計等の設置が追加されたことに伴い、現在特認資金として設置している潮流計測装置設置資金を廃止する等所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 経営等改善資金のうち潮流計測装置設置資金を廃止する。
- (2) 青年漁業者等養成確保資金のうち研修教育資金について、貸付限度額を改める。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第35号

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和55年鳥取県規則第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第4条関係）				別表第1（第4条関係）			
種 類	貸付限度額	償 還 期 間 (据置期間を含む。)	据置期間	種 類	貸付限度額	償 還 期 間 (据置期間を含む。)	据置期間
1 経営等改善資金 1～12 略	略	略	略	1 経営等改善資金 1～12 略	略	略	略
				13 <u>潮流計測装置設置資金</u> <u>音波により</u> <u>船下の潮流の</u> <u>方向を、流速</u> <u>等感知する</u> <u>ための機器等</u> <u>の設置に必要な</u> <u>資金</u>	2,000,000 円	5年以内	1年 以内
2 略	略	略		2 略	略	略	
3 青年漁業者等 養成確保資金 1 研修教育資金 青年漁業者、漁業労働 に従事する者 その他の漁業 を担うべき者 が近代的な沿岸漁業の経営 方法又は技術を 実地に習得	(1) 国内 研修にあ っては、 1人につ き月額 150,000 円(12月 を限度と する。)	略	略	3 青年漁業者等 養成確保資金 1 研修教育資金 青年漁業者、漁業労働 に従事する者 その他の漁業 を担うべき者 が近代的な沿岸漁業の経営 方法又は技術を 実地に習得	1,800,000 円	略	略

するための研 修で、知事が 定める基準に 適合するもの を受けるのに 必要な資金 2 高度経営技 術習得資金 青年漁業者 が行う近代的 な沿岸漁業の 経営方法又は 技術の習得 で、知事が定 める基準に適 合するものに 必要な資金 3 漁業経営開 始資金 知事が定め る基準に基づ き、青年漁業 者又はその組 織する団体 が、近代的な 沿岸漁業の経 営を自ら行う 場合に当該経 営を開始する のに必要な資 金	(2) 国外 研修にあ っては、 1人につき 1,000,000 円 1人又は1 団体につき 1,500,000 円 1人又は1 団体につき 20,000,000 円	略	略	略	するための研 修で、知事が 定める基準に 適合するもの を受けるのに 必要な資金 2 高度経営技 術習得資金 青年漁業者 が行う近代的 な沿岸漁業の 経営方法又は 技術の習得 で、知事が定 める基準に適 合するものに 必要な資金 3 漁業経営開 始資金 知事が定め る基準に基づ き、青年漁業 者又はその組 織する団体 が、近代的な 沿岸漁業の経 営を自ら行う 場合に当該経 営を開始する のに必要な資 金	1,500,000 円 20,000,000 円	略	略	略
---	--	---	---	---	---	-----------------------------------	---	---	---

別表第2 (第11条関係)

貸付金	貸付け の条件	区分	証明 書等
操船作業省力化機器等設置 資金、補機関等駆動機器等 設置資金、燃料油消費節減 機器等設置資金、救命消防 設備購入資金、漁船転覆防 止機器等設置資金、漁船衝 突防止機器等購入等資金、 婦人・高齢者活動資金、又 は漁業経営開始資金	略		

別表第2 (第11条関係)

貸付金	貸付け の条件	区分	証明 書等
操船作業省力化機器等設置 資金、補機関等駆動機器等 設置資金、燃料油消費節減 機器等設置資金、救命消防 設備購入資金、漁船転覆防 止機器等設置資金、漁船衝 突防止機器等購入等資金、 <u>潮流計測装置設置資金</u> 、婦 人・高齢者活動資金、又は 漁業経営開始資金	略		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定により貸し付けられている沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第220号

昭和55年鳥取県告示第60号（鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準について）の一部を次のように改正し、平成24年3月30日から施行する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

改 正 後						改 正 前					
第1 経営等改善資金						第1 経営等改善資金					
種類	貸付対象	貸付限度額	貸付けの相手方	貸付申請の時期	貸付決定の時期	種類	貸付対象	貸付限度額	貸付けの相手方	貸付申請の時期	貸付決定の時期
略			略			略			略		
漁具 損壊 防止 機器 等購 入資 金	漁具の標 識（灯火 付きブイ 又はレー ダー反射 器付きブ イ）で知 事が別に 定める基 準に適合 するもの の購入に 必要な資 金	貸付けを受け る者が個人 の場合は700,000 円、団体又は 会社の場合は 1,300,000円				漁具 損壊 防止 機器 等購 入資 金	漁具の標 識（灯火 付きブイ 又はレー ダー反射 器付きブ イ）で知 事が別に 定める基 準に適合 するもの の購入に 必要な資 金	貸付けを受け る者が個人 の場合は700,000 円、団体又は 会社の場合は 1,300,000円			
						潮 流 計 測 装 置 設 置 資 金	音波によ り船下の 潮流の方 向、流速 等を感じ する機器 等で知事 が別に定 める基準 に適合す るものの 設置に必 要な資金	2,000,000円			

第2及び第3 略

第2及び第3 略

備考 改正部分は、太線で囲まれた部分である。